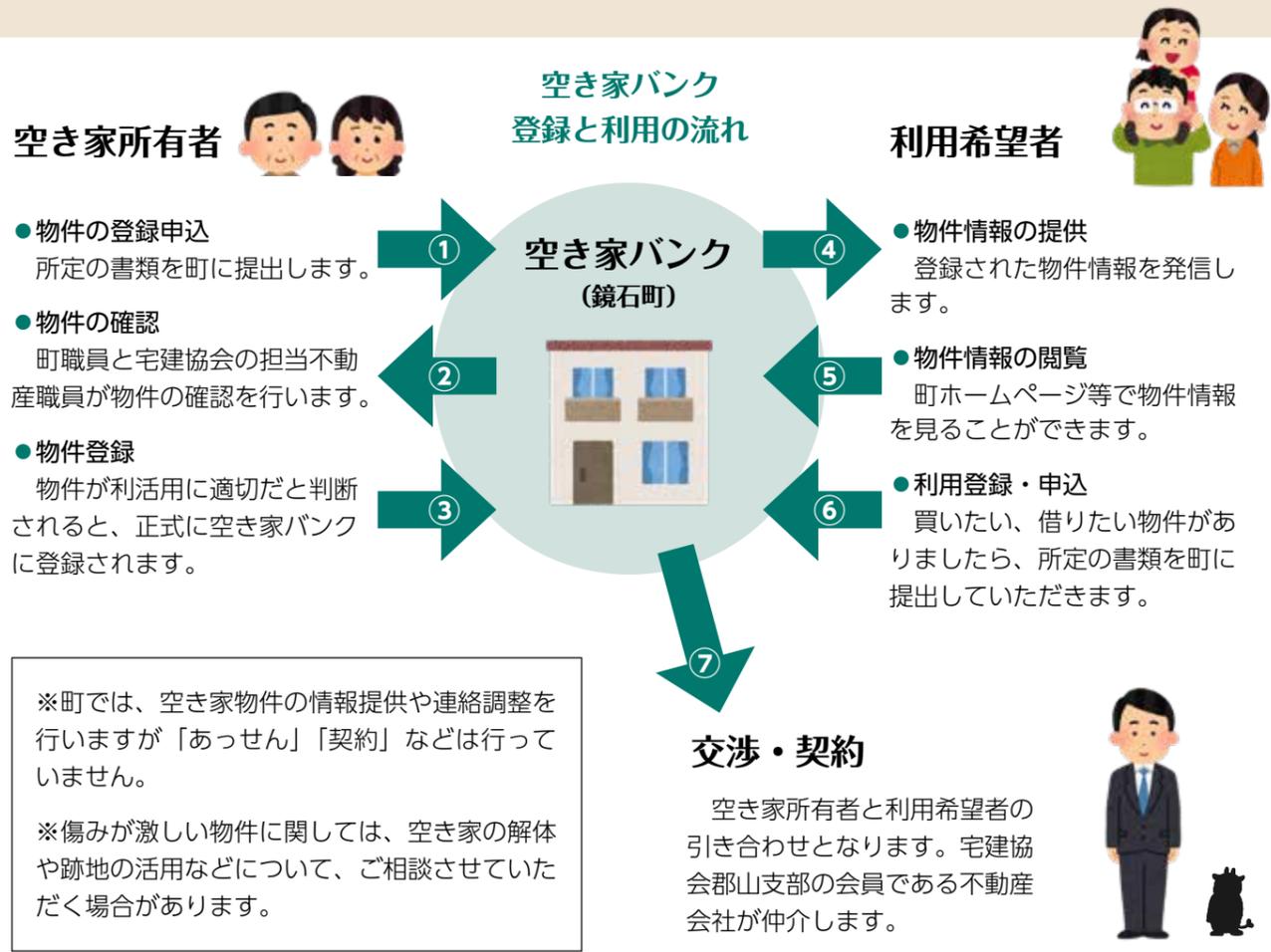


「空き家バンク」で広がる利活用

町では宅建協会と連携し、「空き家バンク」を運営しています。空き家バンクとは、「売りたい方」「貸したい方」に空き家情報を登録していただき、その空き家に関する情報を公開して、空き家の利用を希望される方へ情報提供する制度です。

空き家をお持ちの方や、今後空き家になる予定の物件をお持ちの方は、ぜひ空き家バンク制度をご検討ください。



空き家活用を考える

今、日本では空き家が増え続けており、この30年間で約2倍以上に増加していると言われていています。鏡石町ではまだ少ないと思われる空き家ですが、決して他人事ではありません。「今は大丈夫でも将来的には…」と、少しでも考えてみてください。



資産を“負資産”にしないために

「空き家の放置」何が問題？

- 壁や屋根材の落下、家屋倒壊などの危険
- 雑草の繁茂、不法投棄による景観の悪化
- 害虫の繁殖、動物の棲みつきによる環境悪化
- 不審火・放火など防犯性の低下

など、近隣住民の迷惑となります

※個人の財産なので、近隣住民や役場が勝手に処分することができません

適正に管理されている空き家は…

- 近隣住民に迷惑とならない
- 売買、賃貸などで活用でき、収入となる
- 解体すれば新たな土地活用もできる



空き家利活用のための各種制度

町では空き家の有効活用、流通の促進を図り、移住・定住につなげるため、空き家に定住する方が行う「改修工事費用」「空き家に残された家財道具等の処分費用」の支払いに対して、その一部を助成します。

なお、工事等の着工前に申請が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

●空き家バンク、各種制度に関する
問い合わせ先 総務課 ☎62-2117



- ①空き家改修費補助事業
空き家の定住者に対して1家屋につき改修にかかった費用の2分の1（上限20万円）を補助します（子育て世帯、町内施工業者利用の場合は、それぞれ10万円加算）。
- ②空き家家財道具処分費補助事業
1家屋につき処分にかかった費用の2分の1（上限5万円）を補助します（空き家取得後に持ち込まれた物品、家電リサイクル対象品の処分等は対象外）。

どうすればいいの？



●空き家に関する一般的なことについての問い合わせ先
都市建設課 ☎62-2116

- ①空き家内の家財を片付ける
空き家を「売る」「貸す」にあたって、家財の片付けや遺品の整理などをしてもらえるサービスがあります。
- ②空き家を管理する
空き家が遠くにあるなど自分で管理できない場合は、有料の空き家管理代行サービスも利用できます。また、敷地内の草刈りはシルバー人材センターなどが比較的low額です。
- ③空き家を活用する
空き家を「売りたい、貸したい」と考えている場合は、不動産業者に相談するほか、**左ページで紹介する「空き家バンク」に登録しておくことも有効です。**